

# 伊方原発をとめる 大分裁判の会ニュース

創刊1号 2016年9月3日  
発行：伊方原発をとめる大分裁判の会  
〒870-0802  
大分市田の浦12組 小坂正則方  
Tel097-529-5030fax097-532-3772  
郵便振替01710-7-167636  
E-mail:nonukes@able.ocn.ne.jp  
http://ikata-sashitome.e-bungo.jp/

## みんなの力を合わせて伊方原発を止めよう

原告団共同代表 松本 文六

2016年8月25日

7月4日、私たちは伊方原発運転差し止めの仮処分申請をしました。さらに本訴訟は9月下旬に予定しています。

ここに至るまで、多くの方々からのカンパを初めとする様々なご支援・ご協力を得ました。心より感謝申し上げます。

3.11 福島第一原発事故は大惨事を引き起こしました。原発事故で多くの方々が生計を根こそぎ破壊され、絶望の渦に巻き込まれました。それからすでに5年半が過ぎようとしています。しかし、放射能被曝を避けて未だに故郷に帰れない人々は、この7月末で十数万人に及んでいます。

放射能による健康被害は甚大なものです。福島県における約38万人の子どもの甲状腺がん検診で、3月31日現在、甲状腺がん及びその疑いの子どもは173人に達し、そのうち132人が手術を受け、1人が良性でした。肺や他の臓器への転移も報告されています。日本における子どもの甲状腺がんは100万人に1～3人とされていますが、2011～2014年に福島で見出された子どもの甲状腺がんは、年間100万人に302～401人に達しています。これは、まさに放射能による多発以外の何ものでもありません。



また、原発事故処理労働者の中には白内障初期病変が激増しており、現在、白血病と労災認定された人が2人います。

それ以外にも、放射線被曝による健康被害事例がこれからも増えてくると見込まれます。

伊方原発で地震や津波で事故が起きれば、大分県民は多大な放射能被害を受けることは間違いないです。

現に、この4月14～16日の熊本・大分地震で、私たちは原発事故の悪夢を想起させられました。この地震は中央構造線断層帯で起こっており、この断層帯は、伊方原発の北、数kmのところを走っています。その上、南海トラフ地震の襲来さえも想定されています。中央構造線が動き始めた現在、原発事故という複合大災害に出くわさないためには、伊方原発を止めるしか方策はありません。

3.11 福島原発事故の悲惨な事態が伊方原発に起こらないことを祈りたい。しかし、祈りだけでは事は解決しません。行動あるのみです。子どもや孫の世代に過酷な原発事故—放射能による健康被害、農業・漁業・畜産業・林業への被害等—to遭遇させないために、ふるさとを消滅させないために、脱原発社会を目指す強固な運動と、それを背景にした裁判闘争で伊方原発の運転を止めましょう。

裁判には長い時間と労力と資金が必要です。皆さん、「伊方原発をとめる大分裁判の会」の原告あるいは応援団メンバーになっていただき、共に闘いましょう。どうかご支援・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。



# 伊方原発運転差止仮処分 第1回審尋報告集会にて

7月21日に記者会見の場で話された内容

弁護団共同代表 徳田靖之弁護士

これまで私たち大分の弁護士として、伊方原発に対し具体的な取り組みをしてこなかったことについて、今日お集まりの方々や、伊方原発の差し止めに強い関心を持って行動してこられた方々におわびをしなければいけないと思っています。私たち自身、伊方原発の問題に関心がなかったわけではありませんが、今回の熊本・大分地震というものを体験するまで、実際に伊方原発が福島第一原発のような事態になったときに、私たち大分県民にどのような被害が及んでくるのか、具体的に想定することができないうできました。

実際、私は別府市に住んでいて震度6弱を体験してみて、これ以上の地震が起こったときに伊方原発がどうなるのか、万一、伊方原発に福島第一原発のような事態が起こったときに、私たち大分県民にどのような被害が及ぶのか、そういうことを本当に今さらながら深刻な問題として考えるようになりました。

熊本・大分地震というのは私たちにとって体験して間もないことですが、何よりも実感したのは、道路が地震によって破壊されて救援物資が届かないという状況がまさに起こったわけです。そうした中で、伊方原発に万一事故が起こったときに私たちは実際に避難できるのか、という問題に直面させられるだろうと思っています。

私どもは、熊本・大分地震の際に、別府市に住んでおられる障がいをお持ちの方々が実際にどのよう

に避難できたのかという調査をしました。別府で最も被害の大きかった地域の亀川で調査を行ったところ、101人の障がいのある方々のうちで、避難しなかった方々が70%。そのうち、避難したかったけれども避難できなかった方々が40%。ですから、障がいのある方の30%が避難したくてもできない、という状態であったということです。

この方々が伊方原発で事故が起こったときにどうなるのか、ということです。障がいのある方や高齢の方など避難の難しい人たちが、結局は伊方原発からおそらく流出してまき散らされるであろう放射能の被害を受け続けなければならないのか。そんなことを考えて、大分県民の一人として、この仮処分及び今後提起される予定の訴訟に参加しようと決心しました。

やっと今日、第1回の審尋が開かれたわけで、裁判所としてはかなり記録を読んで、この仮処分を担当することについて積極的な意欲を示しているのではないかと感じさせられました。これから仮処分、本訴提起と続くわけですが、多くの大分県民の支援を受ける中でこの仮処分、裁判を進めていきたいと思っていますので、どうかよろしくお願いします。



## 裁判で勝訴するには裁判を支える運動が重要

弁護団共同代表 岡村正淳弁護士

原発という巨大な敵を相手に闘うことにはいささか逡巡がありましたが、河合弁護士から叱咤激励され、原告団の熱意に背中を押されて弁護団に参加させていただきました。仮処分申請の忙しい時期に入院し、これまでは戦力になりませんでした。先進弁護団の蓄積に学んで微力を尽くしたいと思います。

さて、伊方原発に対する仮処分は、運転の差し止めを求める差し止め訴訟です。「差し止め訴訟」とは、端的に言えば、取り返しのつかない事態になる前に止めさせることを目的とした訴訟です。その意味の差し止め訴訟では、大分は先進県の一つです。

1970年代の初めには、風成(かざなり)漁民が臼杵市の大阪セメント誘致のための埋め立てを差し止める裁判で勝利し、臼杵の海を守り、粉じん公害を未然に差し止めました。1970年代後半には、8号地計画取消訴訟を提訴し、裁判の結論は敗訴でしたが、裁判と相まった運動の力で8号地計画を中止に追い込みました。

1990年代には佐伯市大入島(オオニュージマ)の埋め立ての差し止めを求める裁判に取り組み、これも裁判の結論自体は



敗訴でしたが、裁判での追及と現地の皆さんの身体を張った闘いとが相まって埋め立てを中止に追い込みました。どの闘いも、敗れていれば海は埋め立てられ、取り返しのつかない事態になっていたものを事前に差し止める成果を勝ち取りました。

大分で取り組んで成果を上げた過去の差し止め訴訟と原発の運転差し止めとでは、誰に裁判を起こす資格があるかという「原告適格」に大きな違いがあります。臼杵の裁判の原告は漁業権を持った漁民、8号地裁判は8号地の背後地住民、大入島の裁判では埋め立て予定地に慣行上の権利を有する地元住民に限定されていました。それは、差し止めの対象となる事業による被害の範囲がある程度限局されていたからです。

しかし、伊方原発の場合、ひとたび取り返しのつかない事態が生じれば、被害は県民全体、いや、現在の県民だけではなく将来の県民にも及びます。したがって、県民なら誰にでも原告適格があります。それは、伊方原発問題が一部の人の問題ではなく、全ての県民の問題だということを意味します。

過去の差し止め訴訟では、裁判の力だけではなく、裁判と裁判を支える当事者や運動の力が相まって差し止めに勝ち取りました。伊方原発運転差し止め裁判は、過去の差し止め訴訟以上に、そのような力に支えられた裁判でなければならないし、そうなる必然性があると思います。私も県民の一人として、微力を尽くしたいと思います。

## 伊方原発裁判を支えてくれる皆さん



滋賀県から駆けつけてくれた井戸弁護士。大津で高浜原発の仮処分を勝ちとった主任弁護士



8月31日(水)夕方仕事帰りにボランティアでピラ撒きなどを手伝ってくれる女性たちです。毎週水曜日18時からやってくれるそうです



7月16日に大分に来て講演して頂いた広瀬隆さん(作家)



毎回仮処分審尋に東京から来る甬守(ほもり)弁護士



上の写真は21日の記者会のようす



左の写真は弁護団と原告団に事務局スタッフが集合しました

# 被害地元の大分県民が声を上げる意味は大きい

7月21日に記者会見の場で話された内容-2-

河合弘之弁護士

私は日本の脱原発裁判にとりくむ弁護士の連合体である脱原発弁護団全国連絡会の共同代表（2人いる）のひとりでございます。私どもとしては今日、申立人の方々の勇氣ある決断によって、この仮処分申立ができたのは非常に幸せだと思っています。原発がいかにか危険であるか、特に、伊方原発が危険であって止めなければいけないということは、皆さんよくご理解いただいていると思うのです。

大分裁判の仮処分申立の意義というものについて簡単に触れておきたいと思います。私どもの長い闘いのなかで、原発の立地地元の裁判所で仮処分なり本裁判で勝つということは大変困難なことであることを実感しました。その理由というのは、原発立地地元というのは多かれ少なかれ原発による利益を受けているのです。そこに働いている人もいるし、大衆食堂を営んでいる人、民宿を営んでいる人、原発のおかげで直接間接に利益を受けている地元の経済界というのがあります。それから立地地元には大変なお金が、財政上の援助がばら撒かれますから、それを欲しがるといふ雰囲気もしくは、それがないと大変なことになるといふ雰囲気が立地地元には横溢しています。そしてそういう方向でのテレビ、新聞の報道が毎日のようにされています。それを毎日のように地元の裁判官は見ています。

裁判官は独立だ、とはいふものの市民であることに変わりはないわけですから、そういうものに日常的に触れていますと、そういう裁判官がその当該原発を止める決断をするといふのは大変むづかしい、枠組み的にそもそもむづかしいといふふうにご覧のなかで感じました。

そこで最新のニュースとしては今年3月9日に大津地裁で福井の高浜原発3、4号機の仮処分が出たわけですが、これはまさに隣の県で立地のまさに隣、しかも距離が近いという。ここはそういう地元経済的な利益、財政上の利権は全くありません。というか、ほとんどとていいほどありません。そういうところは地元の新聞、テレビも「被害ばかりあって危険だ、何の利益もないのになんで俺たちはこんな危ない思いをしなければいけないんだ」と、そのような報道をします。そういうものを見ている裁判官にとっては心理的な抵抗は少ないはずだ、と私たちは思っています。

もちろん勇氣ある裁判官、独立不羈の裁判官のおかげではあるわけですが、そういう社会的な枠組みといふのは非常に事実上の影響が大きいだろうとい

うことを考えています。

そういう中で伊方原発について言うと、今僕が申し上げたような考えから広島でまず仮処分が起きた。広島市民による、広島地裁に仮処分を申し立てた。それを見て今まで松山で、「仮処分はむりだよな」と思っていた人たちも、「やっぱり広島で起きたんなら松山でも本訴だけじゃなくて仮処分やらなきゃだめだな」ということになった。それで、少し遅れて大分が、「大分こそ被害ばかりあって何の利益もないのに、一番危ない伊方原発が近くにあつて、だまっていていいのか」といふ意見が澎湃として起きて、そして私たちに依頼があつたということです。

いうまでもなく大分といふのは全く一銭の利益も伊方原発から得ていないし、伊方原発の電気は大分には全く来ていない、大分にとって地域的に何の意味もない原発で、だれど事故が起きたら風向きによっては松山以上にひどい被害を受ける。そして大分といふのは温泉と農業や漁業という重要な資源があるわけですが、それがそんな事故が起きるものなら完璧に100%失われる。そういう状況にあるので、みなさんが立ち上がったといふのは大変意味があるということです。

今日は竹内裁判長以下右陪席と左陪席の3人で行われて、法律的に言うと今日は第1回の審尋期日です。進行協議期日ではありません。審尋期日といふのはこういう原発裁判のときは双方審尋といつて両方立会の、いわば原告席・被告席に両方が座つて裁判長が真ん中に座るといふ、そういう形でされることが多いのですが、今回は被告電力側は今日の期日は不都合だということで「ノー」と言つたのです。普通はどちらかが「ノー」といふと、じゃあいつがいいんですか、じゃあこの日にしましょう、両方が都合が良い日にしましょうといふと調整をするのが普通なんです、それをやると当然のことながら日にちが延びます。私たちはとにかく早くやってもらいたいので、裁判所から7月21日はどうですかと言われた時は、私たちはそれぞれ都合があつたのですが「わかりました、とにかく行きます」と言つて他を飛ばしてでもこの期日をいれてもらったので



す。

ところが四電は引き延ばしに入った。こんなのは本当に死ぬ気でやれば受けられないはずないんですから、他の法廷を飛ばせばいいんですから。他の貸金請求の事件と原発の事件と、どちらが大事なんだ。ぼくらは他の事件で飛ばしているんですよ。だけどあつちは飛ばさないで、その日がああでこうでというか、そういう時にここが大事なとこなんです。大分の裁判所は「わかった、じゃあ申立人だけでもとにかく初めに聞いて、始めましょう。とにかくスタートしなきゃしょうがないじゃないですか」ということなんです。だから四電側の引き延ばしに裁判所はその手に乗らなかったという、ここが重要なところ。そこに裁判所の意気込みがうかがえるというふうに思います。なるべくゆっくりやって、なるべく自分が任にある間に決定を出さないで済むほうがいいなと思えばですね「ああそうですか、不都合ですか、しょうがありませんね、いつがいいですか、9月10日、ああそうですか。今度はこっちがダメと言うと「じゃあ10月はじめにしましょうか」みたいな話になって全然不思議じゃないんです。実際そういうことをやる裁判所はいくちもあります。だけどこの裁判所は違う。とにかくやると言っ、都合が悪いのならいつがいいんだとあつちに聞いて、8月10日なら、というのでじゃあその日もやりましょう、ということになって次回が8月10日での日は双方審尋になります。

竹内裁判長は開口一番、僕らにあまりいい顔しないで「何かいっぱい出しているけど、いっぱい論点を出してきて、書証もいっぱい出してきて、これどうということなんですか」と。「こんなにいっぱいあって、テロも何もかもみんな出してきて、こんなこと困るね」までは言わなかったけど、「仮処分ですからね、全部調べてくれといわれてもね」みたいなことを初めからドーンと言ってきたんですね。裁判長の関心は何かというふうに聞いていると、やっぱり伊方原発というのは地震でしょうと。それから津波の問題でしょう。それから土砂災害（地滑りのこと）。ここじゃないですかね、ということをお初めから言った。「何もかも調べる」なんていうのは、「仮処分なんですからね」と言ったんです。そこで僕らはさらに「地震の問題でいうと基準地震動の問題がありますね」というようなことを言って、裁判官たちの関心のあり場所を言ってくれば、これは大変ありがたいことです。何も言わないでバサッと、全然僕らがあまり重要な争点じゃないと思っているところで勝ったり負けたりすることがあるわけですが、それは裁判全体にとって良くないことなんです。裁判官がここが重点だよ、ここをちゃんと審理する側の咬合を尽くしなさいという指示をしてくれるの

が、正しい裁判をする、いわば基礎になるわけです。裁判長は「地震、津波、土砂災害だね。特に地震・津波について言うと基準地震動が問題になるね」と。その決め方、それから実際の結論がいいかどうかの問題になる。

それでは僕らは今までどういうことをやってきたか、この裁判でどうやってきたか、というともうすべての論点をとりあえずだしてしまおう、というので、小出しにするのはやめよう、ということで約13にわたる論点で訴状を書き、それから証拠も裁判所とにかく早く読んでもらおうということで、350くらい書証を出したんです。そしたらいっぱいありすぎて、これじゃ一杯ありすぎて、いくらなんでも全部読み切れない、まず整理してくれというふうに裁判所は言いました。

どういうふうに整理しろと言ったかという、1)伊方原発関係(伊方独自関係) 2)福島原発事故と被害 3)その他 という3つに分けてください。裁判所としてはあくまで伊方原発を止めるか、止めないかを判断するんですからね、と。だから伊方原発についての書証、証拠を重点的に見ますからそれを特定してくださいね、ということをおかれて、僕たちはそれこそ積むとこれほどになるような書類を出したんですけど、それについて伊方関係、福一関係、その他というしるしをつけてください、という極めて分かりやすい具体的な指示をもらいました。そんなところで裁判所はいわば何でもかんでも調べるようなことはしないよ、裁判所としてはこの3つに関心があるんだから、これを重点でいくからねというサインをはっきりと出してくれたので、そういう方向でこれからの裁判は進んでいくと思います。

今日は私たちと裁判所のやりとりだけで、まだ答弁書は四電から出てきていませんが、たぶん8月10日までには出してくると思います。私たちは8月10日までに書証の整理と、こちらが重点的に主張したい事柄の準備書面を出すと。裁判官ははっきりと「いやあ、この作業は何か、とにかく何でも論じてあるけど、それぞれが薄いよね」とはっきり言ったんです。確かにそうなんです。地震とか津波とか土砂災害とか。重要なんですけど、僕らはとにかくスピードを出すことが大事だということでサーッと全部を論じたものですから、裁判官からすると、「なんだ、地震・津波・土砂災害について言うことはこれだけなの」という感じだったんです。もちろんそれだけじゃないんです。これからちゃんと充実した準備書面を出しますよ、というふうに言って僕たちはそういう書面を8月10日までに用意するつもりです。以上が今日の進行でございました。

# 最大の問題 耐震性

## 「大分裁判」に参加 井戸謙一弁護士に聞く

# 「何としても差し止めたい」

## 対岸の原発

### 伊方再稼働

〈下〉

関西電力高浜原発3、4号機(福井県)に隣接する滋賀県の住民の申し立てを、隣接県の住民の申し立てを、隣接県の裁判所が認め、運転を差し止めた3たことだ。(立地県でない月の大津地裁決定は、重大事故が起きた場合に放射能被害が及ぶ可能性のある周辺自治体の住民を勇気づけた。滋賀住民の弁護士を務め、四国電力伊方原発愛媛県)の運転禁止を求める「大分裁判」の弁護士にも加わった井戸謙一弁護士(滋賀弁護士会)に、大津決定の意義などを聞いた。

現実には動いている原発を、隣接県の住民の申し立てを、隣接県の裁判所が認め、運転を差し止めた3たことだ。(立地県でない月の大津地裁決定は、重大事故が起きた場合に放射能被害が及ぶ可能性のある周辺自治体の住民を勇気づけた。滋賀住民の弁護士を務め、四国電力伊方原発愛媛県)の運転禁止を求める「大分裁判」の弁護士にも加わった井戸謙一弁護士(滋賀弁護士会)に、大津決定の意義などを聞いた。

これまで裁判所は、電力会社側に原発が安全基準に適合していることを、原告側には原発の危険性の立証を求め、原告側のハードルが高かった。大津決定は従来の枠組みを踏襲しながらも、関電に対し「福島事故後の規制がどう強化され、関電がどう応えたか」の立証責任を強く求めた。(他の裁判所が)同調しやすい判断枠組みだ。

決定は政府が「世界最高水準」と自負する新規規制基準を不十分と指摘した。国際基準である国際原子力機関(IAEA)の「深層防護」の考え方を取り入れなければならぬのに、新基準は避難計画を審査の対象としていない。それだけで原子力基本法、原子力規制委員会設置法に違反する。「世界一厳しい」とい

井戸さんは元裁判官で、金沢地裁の裁判長だった2006年に北陸電力志賀原発の差し止め判決を言い渡した。もともとは原発廃止論者ではなかった。原発なしでは日本のエネルギーが立ち行かないと思っていた。しかし、審理の中で、北陸電力がコスト削減のためにあって不利な部分に目をつぶっていると感じた。原発自体は反対しないが、やるなら安全性を高めて、との思いを込めた。

「3・11」直後も原発をすぐゼロには言えなかった。だが、2年間、原発が1基も動かず、日本社会には原発がいないことが分かった。今夏は節電要請もしていない。一私企業の利益のために周辺住民がリス

大分、松山、広島と3地裁に伊方原発差し止めの仮処分が申し立てられている。最低でも二つ勝ち、何を選んだ。川内は政治で、伊方は司法で止めることができて、もう時代は変わった。動き始めた原発を一つ一つ止めていき、原発ゼロを実現したい。

(この連載は大分合同・愛媛伊方特別支局の藤内敦史が担当しました)



原発ゼロを訴える井戸謙一弁護士。「一私企業の経営安定のために、どうして多数の住民がリスクを負わなければならないのか」7月15日、滋賀県彦根市

いど・けんいち 1954年生まれ。大阪府出身。東京大学教育学部卒。75年司法試験合格。金沢地裁、京都地裁で民事部の裁判長を務めた。2011年3月に退官し、現在は弁護士。滋賀県彦根市在住。



**深層防護** 国際原子力機関(IAEA)が提唱する、5層の安全対策。1〜3層は事故防止が重点で、4層は炉心が損傷する過酷事故対策、5層は放射性物質が放出された際の避難などを想定している。日本では福島原発事故以前、1〜3層の対策しか講じられていなかった。新規基準でも5層は原子力規制委員会による審査の対象外。

伊方原発をどう見る。最も大きいのは耐震性の問題。中央構造線が動いたときの地震の加速度予測は、四国電の計算に「まかしながら」としか思えない。合理的な避難計画もできず、立地不適だ。

「大分裁判」の弁護士に参加した。大分、松山、広島と3地裁に伊方原発差し止めの仮処分が申し立てられている。最低でも二つ勝ち、何を選んだ。川内は政治で、伊方は司法で止めることができて、もう時代は変わった。動き始めた原発を一つ一つ止めていき、原発ゼロを実現したい。

# 稼働中でも停止 実証

## 高浜、隣県住民申し立てで

### 対岸の原発

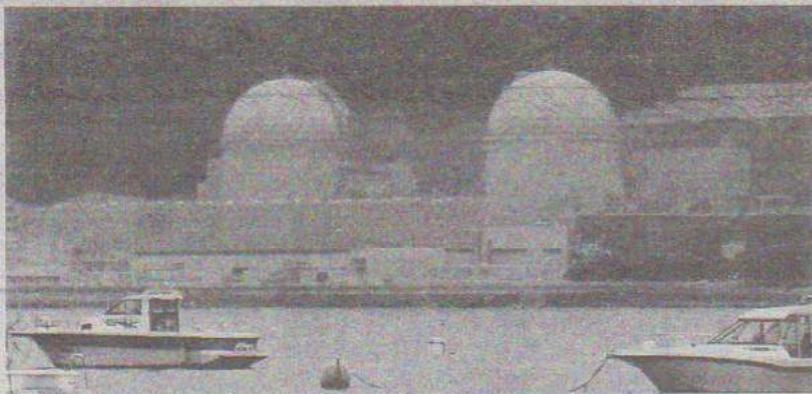
#### 伊方再稼働

を呈し、運転を差し止める決定をした。仮処分は直ちに効力を持ったため、関電は今年再稼働したばかりの同原発を停止させた。

稼働中の原発が司法判断

「いのちとびわ湖を守るだ」と歓喜に包まれた。関西電力高浜原発3、4で止まった初のケースだ。従来は「再稼働してしまえば止めるのは難しい」という雰囲気があったが、この決定は「動きたしてからで止めることができる」とことを実証。全国の電力事業

関西電力高浜原発3、4号機の運転を禁止する仮処分を維持した大津地裁の異議審決定を喜ぶ住民や弁護士＝7月12日、大津市、撮影・藤内教史



司法判断で運転できない状態が続く関西電力高浜原発3、4号機＝7月14日、福井県高浜町



者に衝撃が広がり、「司法リスク」という言葉も飛び交い始めた。

原発立地県ではなく、周辺県の住民が居住地の裁判所に訴え出て差し止めを勝ち取った点でも注目を集めた。大分県の住民が最短45

分先の対岸にある四国電力伊方原発3号機(愛媛県伊方町)を止めようと大分地裁に仮処分を申し立てたのと、同様の構図だ。

滋賀の中立人は高浜原発から約70キロまでのエリアに居住。「東京電力福島第1

原発のような事故が起きれば、琵琶湖が汚染され近畿圏の1400万人が飲料水を失う」などと訴えた。

大津地裁決定は、福島事故の原因究明が「道半ば」の状況で策定された新基準

は、福島島の教訓を十分生かしていないのではないかと

指摘。「福島事故を経験したわが国民は、事故発生時に影響の及ぶ範囲の圧倒的な広さと避難に大きな混乱が生じたことを知っている」と、再稼働の審査に避難計画が含まれていないことにも疑問を突き付けた。伊方原発にも通じる問題だ。

決定後、関西の財界からは「一地裁の裁判長が国のエネルギー政策を左右していいのか」と、三権分立を無視した声が上がった。関電社長も今後、逆転訴訟した場合に住民側へ損害賠償を請求する可能性に言及。裁判所や住民側へプレッシャーをかけた形だ。

だが、大津地裁は7月12日、関電が決定の取り消しを求めて申し立てた異議を退けた。2基は法的に運転できない状態が続く。関電は抗告し、舞台は大阪高裁に移った。

福井県若狭湾沿いは「原発銀座」と呼ばれる。異議審決定の2日後、高浜原発近くでは、多くの人が釣りをしていた。「原発がなかったら交付金も働き口もなくなる」「危ないとか言っただけでいられない」。立地県と周辺県の思いは擦れ違っていた。

# 「止められる」という「希望」を持って

原告団共同代表 中山田さつき

8月12日、午前9時、再稼働に不安を抱く多くの声を無視して、伊方原発3号機は動き出しました。現地地で30年以上、伊方原発に反対し続けている斉間淳子さんは、ゲート前で「また地震や雷が来るたびに、原発は大丈夫かと思わなならん…」と、悔しさに目をうるませながら言われました。

たかだか電気のために（他の発電方法があるのに）、どうして私たちが原発災害に怯えながら暮らさなくてはならないのか？ 30km圏の住民には避難計画が立てられ、大分までも海を渡って逃げろという。福島で起きたことは、大分の私たちも避難民になりうるということでした。生活を根こそぎ奪う原発の過酷事故を前提として、原発が再稼働される—そのことが根本的に間違っています！

伊方原発は再稼働しましたが、私たちに「止められる」という「希望」があります。「原発止めろ」の声を裁判所に！ 頑張りましょう！



東京新聞 2016年8月19日

2016.8.19

## 再稼働の伊方原発に

## 対岸の大分生活不安

天気の良い日は、豊後水道を挟んだ対岸に再稼働した伊方原発3号機（愛媛県伊方町）の原子炉格納容器のドームが見える。原発から約六十キロの大分県杵築市大田でシイタケ栽培を営む中山田さつきさん（左）は再稼働に不安を募らせる。



シイタケ菌を打ち込んだほど木を前に、伊方原発の再稼働を懸念する中山田さつきさん—大分県杵築市中

### 特産シイタケ農家「早く止めたい」

「過酷事故が起きれば、海を越えて放射性物質が飛来する。そんなことになったら、生活を根こそぎ奪われてしまう」

中山田さんの住む国東半島は、江戸時代からため池やクヌギ林を活用したシイタケ栽培が盛ん。その循環型農業が評価され、地域は二〇一三年、国連食糧農業機関（FAO）の世界農業遺産に認定された。中山田

「過酷事故が起きれば、さん方も代々続くシイタケ農家、自宅で乾燥させ、大分名産の干しいたけとして出荷する。今春は菌が入った「種コマ」をクヌギの原木に約九万五千個打ち、生育を待っている。福島原発事故後、福島県産の露地栽培シイタケから基準を上回る放射性物質が検出され、出荷停止になった。生産量日本一の大分県産の手ししいたけも、風評

被害で価格が急落した。一二年、中山田さんは同業者の声を聞き、福島の二本松市の農家を訪ねた。汚染されたシイタケは行き場がなく、倉庫に積まれたまま。「同じことが大分でも起きるかもと思うとぞっとする。シイタケもクヌギ林も全部汚染され、生活が立ちゆかなくなる」

今年三月、関西電力高浜原発（福井県）の運転差し止めを求める仮処分申し立てを大津地裁が認めた。「隣県の住民でも止められるんだ」と勇気をもらった。七月上旬、大分地裁に伊方原発の再稼働差し止めを求めて仮処分を申し立てた。「今まで立地県の人に、原発と戦うことを押しつけてきた。申し訳なかった」。原発はとんでもない怪物だと思っ。過酷事故を想定して、三十キロ圏内の自治体には避難計画を義務づけ、何十万という人を避難させるかもしれない前提で、動かす。そんな工場や発電所がほかにありますか」

今日十日の仮処分申し立ての審理で、西国電力は「安全性に問題はない」と主張した。「事故はいつ起きるか分からない。一日も早く止めなければ」。再稼働した十二日、居ても立ってもいられず、発電所近くでの抗議集会に駆け付け

# 伊方原発3号機再稼働 ゲート前、抗議の声

大分合同新聞 8月12日 夕刊

【大分合同・愛媛伊方特別支局】大分県に近い四国電力伊方原発3号機（愛媛県伊方町）が12日、再び動きだした。東京電力福島第1原発事故後の定期検査で全3基が停止して以降、原子炉が起動するのは4年7カ月ぶり。伊方原発のゲート前には愛媛、大分など全国から再稼働に反対する人たちが集まり、「住民の命と暮らしを無視した再稼働だ」と抗議活動を展開。「本当の闘いはこれから。諦めずに運動を続ける」と誓った。

ゲート前の道路には柵が設けられ、警備の警察官がずらりと並んだ。そばでは「再稼働絶対反対」などののぼりを掲げた約150人が「原発止める」とシュプレヒコール。その中には、今夏に伊方3号機の運転差し止めを求める仮処分を大分地裁へ申請した杵築市の農林業中山田さつきさん（62）の姿もあった。中山田さんは1979年に起きた米スリーマイルアイランドの原発事故をきっかけに、原発の危険性を知った。86年にチェルノブイリ、そして2011年には福島一。「ついに起きてしまった」と衝撃を受けた。

「原発と命は共存できない」と反対運動を続け、「伊方原発をとめる大分裁判の会」では原告団の共同代表になった。九州電力川内原発（鹿児島県）、玄海原発（佐賀県）の差し止め訴訟の原告にも加わる。空気が澄んだ日には、国東半島から伊方原発がはっきり見える。「とても近いし、遮る物は何もない」。事故で放射性物質が漏れれば大分への影響は計り知れない、と感じている。

大分は原発立地県とは違い、再稼働に必要な「地元同意」の手続きで「かやの外」だった。「何かあれば被害を受けるのに、そんなふざけた話はない」。大分の住民が声を出すのは当然のことだと思っている。

伊方3号機を巡っては大分、松山、広島の3地裁で運転差し止めを求める仮処分が申し立てられており、司法判断に注目が集まる。

大分裁判の会はできるだけ多くの県民に原告になってもらい、9月までに訴訟も起こす予定だ。ゲート前で拳を上げた中山田さんは「古里を守りたい。再稼働は悔しいが、絶対に諦めない。止めるまで訴え続ける」と力を込めた。



伊方原発のゲート前で再稼働に抗議し、仲間とシュプレヒコールを上げる中山田さつきさん。「止めるまで、諦めずに訴え続ける」と誓った＝12日午前9時11分

## 不安噴出「なぜ動かす」

## 大分の街頭でも抗議の声を上げました

「熊本地震踏まえ 大分の裁判重要」



となりの原発

「備えは充実」県強調



# そう簡単には原発再稼働などできない

小坂正則

## これからの原発は動いたり止まったりを繰り返す

高浜原発3、4号機が今年の1月29日に動き出しましたが、これまでに高浜原発は仮処分に勝ったり負けたりが繰り返されていたのです。昨年4月14日に福井地裁で樋口裁判長は運転禁止の仮処分命令を下したのですが、関西電力はすかさず異議申し立てを行い、その年の12月24日に仮処分が取り消されて、今年の1月29日に再稼働したのです。しかし、僅か1ヵ月そこそこ動いただけで、3月9日には大津地裁山本裁判長によって、再度運転禁止の仮処分が出されて、翌日の10日には止まってしまったのです。関西電力は大津地裁へ異議申し立てを行いました。同じ山本裁判長は今年の7月12日に棄却の決定を下しました。現在、大阪高裁で仮処分は争われています。

意外に知られていませんが、実は大津地裁での仮処分は2014年11月27日に第一回仮処分棄却の決定を山本裁判長は出していました。その理由として、「原子力規制委員会がいたずらに早急な新規規制基準適合と判断して再稼働を容認するとは到底考えにくい」という理由で棄却されたのです。しかし、滋賀県民は昨年1月30日に2回目の仮処分を大津地裁に申し立てたところ、同じ山本裁判長により日本で最初の動いている原発を止める仮処分が出たのです。転んでも転んでも起き上がる「おきあがりこぼし」のような住民の執念が実を結んだのです。

## 川内原発も振り出しに戻る可能性が高い

川内原発は鹿児島県民を中心に仮処分を申し立てましたが、残念ながら昨年4月22日に鹿児島地裁で仮処分棄却の決定がなされて、高裁宮崎支部に抗告していましたが、これも今年の4月7日には棄却の決定がなされました。そんな住民の連敗が続いた中で、7月10日の鹿児島県知事選で野党統一候補の三反園訓知事が誕生して、8月26日に九州電力瓜生社長へ「運転停止の申し入れ」を行ったのです。この申し入れに対して瓜生社長は「受けられない」と回答しましたが、10月には1号機が、12月には2号機が定期点検で止まります。そこで定期点検の後に再稼働ができるかできないかが大きな山となるでしょう。県知事の同意がなければ再稼働ができないからです。三反園鹿児島県知事の本気度が試されています。知事が本気で止めようと思えば、この冬には川内原発も止まってしまうのです。

## 来年の春には原発ゼロが実現できるかも

伊方原発を巡り、3月11日に広島地裁へ広島・長崎の被爆者の皆さんを中心にして本訴訟と仮処分が出されました。そして本訴訟が続いている松山も5月31日に仮処分を申し立てました。そして大分が最後に6月の終わりと7月の初めに仮処分を申し立てました。日本でも1つの原発を3カ所の地裁に仮処分を申し立てるとするのは初めてのことで、画期的なことです。だからマスコミも注目しているのです。



なぜなら、四国電力は全部勝たなければ動かすことができませんが、私たちは3カ所のどこかで1つでも勝てば、今動いている伊方原発は自動的に止まるのです。そんな大きなリスクを抱えている四国電力に私たちの裁判は大きな影響を与えています。伊方原発3号機が動き出したら電気料金を値下げするという方針だったものを、四電の社長は「仮処分の行方を見ながら判断する」と、少なくとも半年は値下げしないことを決めました。

来年の春まで九州電力の川内原発を三反園鹿児島知事が踏ん張って止め続けてくれたら、伊方原発3号機も止まり、また「原発ゼロ」が実現するかもしれないのです。

しかし、このまま完全に止め続けることは裁判では不可能でしょうし、県知事がどう頑張っても限界はあるでしょう。でも、伊方のたたかいや鹿児島県のたたかいが全国に伝播して、至るところで仮処分の申し立てが始まり、県知事選で原発反対の知事を誕生させていけば、原発は動いたり止まったりを繰り返します。そうなれば「原発は『司法リスク』の高い発電施設であり、こんな不安定な発電施設では安定した経営はできない」ということが一般常識となり、電力会社は投資不適格企業として投資家に見捨てられるのです。あと、5～10年も私たちが頑張れば、再エネ電力の発電コストが大幅に下がり、原発を永久に葬り去ることも不可能ではなりません。

それに、熊本地震で「原発の基準地震動の見直しが必要」と規制委員会の島崎元委員長代理も声を上げてくれました。安倍政権といえども良心的な学者の声を塞ぎ続けることなど不可能なのです。

「伊方原発をとめる大分裁判の会」  
応援団の共同代表



宇都宮 陽子さん(51)

# ひと

対岸にある四国電力伊方原発(愛媛県伊方町)の再稼働をやめてほしいと、大分県内の住民有志が提訴に向けて7月に結成した大分裁判の会。裁判の傍聴や資金援助など、運動をさまざまな形で支える応援団の顔になった。

「命と原発は共に生きていけない。未来を担う子どもたちを育てている親たちに現状を知ってもらい、大きな運動にしていきたい」。応援団メンバーは徐々に増加。さ

## 現状を伝え大きな運動に

らに輪を広げようと、原発をテーマにした映画の上映会を各地で開く準備を進めている。

30代で娘を産んだのを機に物の見方が変わったという。「食べ物、平和、原発…。今の世の中これでもいいのか、と疑問を持つようになった」。グリーンコープ生活協同組合おおいとの組合員になり、脱原発の署名活動などに取り組んできた。「伊方原発は大分の目と鼻の先にある。国が安全と言っているからといってうのみにせず、自分で考えなければ」と訴える。

6月の総会で同生協理事長に就いた。植物を育てることで心と体のリハビリを促す園芸療法士としての顔も持ち、定期的に障害者施設を訪問している。

宝塚歌劇、歌舞伎など観劇が趣味。「芝居を見るのがストレス発散」。好きな言葉は「廉」で、「清い心で生きよう」と心掛けている。大分市出身。同市内で家族と暮らす。(藤内敦史)

## 6月4日と7月2日の集会 (両方とも満員でした)



← 弁護士を代表して挨拶する河野善一郎弁護士



↑ 6月4日の河合弘之弁護士の講演  
↓ 河合弘之弁護士

↑ ↓ 7月2日の伊方原発をとめる大分裁判の会結成集会



# お待たせしました。9月28日に大分地裁へ提訴します

伊方原発をとめる大分裁判の会事務局長 小坂正則

原告・応援団・寄付をいただいた皆さん。これまでは事務局スタッフは仮処分の証拠書類の印刷や原告募集作業などを優先していましたので、「裁判の会ニュース」の発行が9月にずれ込んでしまいました。原告になるための委任状を送ってもらった方や原告参加費を振り込んでいただいた方、それに全国からカンパや応援団の申し込みをしていただいた皆様へ、お礼のご返事が大変遅くなりましたことをこの場を借りてお詫び申し上げます。

さて、6月の終わりと7月4日に仮処分を男女2名ずつの4名で申し立てました。そして、7月21日と8月10日の2回の審尋がありました。次回の審尋は9月28日(水)です。そこで、この日に本訴訟の提訴も一緒に行うことが決まりました。本訴訟の原告申し込みが9月3日現在、210名となりました。そこで、20日で第一次提訴の原告団を一旦締め切ります。しかし20日以後も引き続き募集します。その後に原告になっていただいた方々は第二次提訴を起こします。

また提訴の前日の27日(火)に「本訴訟原告団結集会」を下記のとおり大分弁護士会会館で開催します。時間の許す方はご参加ください。

また、翌日は15時から仮処分の審尋(公判)がありますが、14時に提訴します。よく裁判のニュースなどで団体が裁判所へ向かう写真が出ますが、その写真撮りを13時45分から行いますので、これにも参加出来る方はご参加ください。その後、審尋が終わったと16時頃から約1時間弁護士会館で記者会見を行います。これも傍聴可能です。その後同封のチラシにありますように、コンパルホールにて「小松先生の講演会」へ出席できる日程になっています。27日と28日は大変慌ただしいスケジュールとなりますが、原告の皆さん、応援団の皆さん、お時間の許す限り、ご出席のほどよろしくお願いいたします。

日時:9月27日(火)18:00~19:00

場所:大分県弁護士会館4階ホール

内容:伊方原発運転差し止め訴訟原告  
団結成式

主催:伊方原発訴訟弁護団

その他:参加自由です

9月28日(水)

13:45~大分地裁前で写真撮り

15:00~仮処分審尋(非公開です)

16:00~弁護士会館4階記者会見

18:00~20:30コンパルホール 400号

「小松愛媛大学名誉教授の講演会」



裁判所へ提出する証拠書類を印刷して、その証拠を点検している弁護団と事務局メンバー



8月12日の伊方原発の再稼働に大分市の街頭で市民へアピールする会員のみなさん